

## 長野県市長会処務給与規則の一部を改正する規則（案） について

### 1 改正の理由

長野県市長会事務局職員の給与について、準用している「長野市職員の給与に関する条例（昭和 41 年長野市条例第 25 号）」及び「長野市職員の給与に関する規則（昭和 41 年長野市規則第 29 号）」が一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、長野県市長会処務給与規則の一部を改正するもの。

### 2 改正の内容

- (1) 事務局職員の職名に「担当係長」を追加し、「主任主事」を削除する。
- (2) 事務局職員の級別職務分類表を改める。

### 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

## 長野県市長会処務給与規則の一部を改正する規則（案）

長野県市長会処務給与規則(昭和 48 年規則)の一部を次のとおり改正する。

第 2 条中「主査、主任主事」を「担当係長、主査」に改める。

第 3 条第 4 項中「主査」を「担当係長」に改め、同条第 5 項中「主任主事」を「主査」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

職員の級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の名称等
1 級	主事の職務
2 級	高度の知識及び経験を必要とする主事の職務
3 級	主査の職務
4 級	担当係長の職務
5 級	主幹の職務
6 級	次長の職務
7 級	高度の知識及び経験を必要とする次長の職務
8 級	事務局長の職務
9 級	困難な業務を行う事務局長の職務

### 附 則

この規則の一部を改正する規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

長野県市長会処務給与規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 局に事務局長を置き、その下に次長、主幹、担当係長、<u>主査及び主事</u>を置く。</p> <p>第3条 事務局長は、上司の命を受けて局の所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>担当係長</u>は、高度な所管事務に従事する。</p> <p>5 <u>主査</u>は、所管事務に従事する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>第6条 給料表に定める職務の級の基準となるべき標準的な職務の名称等は、別表に掲げるところによる。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 この規則の一部を改正する規則は、昭和53年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則の一部を改正する規則は、平成26年2月4日から施行する。</p> <p>附 則 この規則の一部を改正する規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 局に事務局長を置き、その下に次長、主幹、<u>主査、主任主事及び主事</u>を置く。</p> <p>第3条 事務局長は、上司の命を受けて局の所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>主査</u>は、高度な所管事務に従事する。</p> <p>5 <u>主任主事</u>は、所管事務に従事する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>第6条 給料表に定める職務の級の基準となるべき標準的な職務の名称等は、別表に掲げるところによる。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 この規則の一部を改正する規則は、昭和53年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則の一部を改正する規則は、平成26年2月4日から施行する。</p>

別表（第6条関係）

## 職員の級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の名称等
1級	主事の職務
2級	高度の知識及び経験を必要とする主事の職務
3級	主査の職務
4級	担当係長の職務
5級	主幹の職務
6級	次長の職務
7級	高度の知識及び経験を必要とする次長の職務
8級	事務局長の職務
9級	困難な業務を行う事務局長の職務

別表（第6条関係）

## 職員の級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の名称等
1級	主事の職務
2級	主事の職務のうち知識経験が高度のもの
3級	主任主事及び主査の職務
4級	主幹の職務
5級	主幹の職務のうち知識経験が高度のもの
6級	次長の職務
7級	次長の職務のうち知識経験が高度のもの
8級	事務局長の職務
9級	事務局長の職務のうち知識経験が高度のもの

## 長野県市長会処務給与規則

第1条 事務局の事務処理及び職員の服務給与等については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第2条 局に事務局長を置き、その下に次長、主幹、主査、主任主事及び主事を置く。

第3条 事務局長は、上司の命を受けて局の所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐し、必要に応じその所管事務の一部を分担する。

3 主幹は、次長を補佐し、必要に応じその所管事務に従事する。

4 主査は、高度な所管事務に従事する。

5 主任主事は、所管事務に従事する。

6 主事は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

第4条 職員の服務については、長野市処務規則（昭和41年長野市規則第6号）を準用する。

第5条 給与については、長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）及び長野市職員の給与に関する規則（昭和41年長野市規則第29号）を準用する。

ただし、事務局長については、定時昇給を行わないことができる。

第6条 給料表に定める職務の級の基準となるべき標準的な職務の名称等は、別表に掲げるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則の一部を改正する規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この規則の一部を改正する規則は、平成26年2月4日から施行する。

別表（第6条関係）

職員の級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の名称等
1級	主事の職務
2級	主事の職務のうち知識経験が高度のもの
3級	主任主事及び主査の職務
4級	主幹の職務
5級	主幹の職務のうち知識経験が高度のもの
6級	次長の職務
7級	次長の職務のうち知識経験が高度のもの
8級	事務局長の職務
9級	事務局長の職務のうち知識経験が高度のもの

## 長野県市長会処務給与規則

第1条 事務局の事務処理及び職員の服務給与等については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第2条 局に事務局長を置き、その下に次長、主幹、担当係長、主査及び主事を置く。

第3条 事務局長は、上司の命を受けて局の所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐し、必要に応じその所管事務の一部を分担する。

3 主幹は、次長を補佐し、必要に応じその所管事務に従事する。

4 担当係長は、高度な所管事務に従事する。

5 主査は、所管事務に従事する。

6 主事は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

第4条 職員の服務については、長野市処務規則（昭和41年長野市規則第6号）を準用する。

第5条 給与については、長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）及び長野市職員の給与に関する規則（昭和41年長野市規則第29号）を準用する。

ただし、事務局長については、定時昇給を行わないことができる。

第6条 給料表に定める職務の級の基準となるべき標準的な職務の名称等は、別表に掲げるところによる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則

この規則の一部を改正する規則は、昭和53年10月1日から施行する。

## 附 則

この規則の一部を改正する規則は、平成26年2月4日から施行する。

## 附 則

この規則の一部を改正する規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

職員の級別職務分類表

職務の級	標準的な職務の名称等
1級	主事の職務
2級	高度の知識及び経験を必要とする主事の職務
3級	主査の職務
4級	担当係長の職務
5級	主幹の職務
6級	次長の職務
7級	高度の知識及び経験を必要とする次長の職務
8級	事務局長の職務
9級	困難な業務を行う事務局長の職務